

中間的とりまとめ（案）

1. P F I 制度の現況

平成 11 年 9 月に P F I 法が施行されて以来 11 年目を迎え、その間の累積事業件数は 366 件（平成 21 年 12 月末現在、実施方針公表済みのものに限る）、うち、事業者が決定している 337 件の事業規模（累計）は約 4.7 兆円と推計される。^{（注）}このように、P F I は公共施設等に関する事業を行う場合の一手法として着実に定着してきている。

近年では、刑務所や給食センターなどの運営段階の比重が高い事業分野においても P F I 事業が拡大しつつあるほか、独立採算型の事業も徐々に増加してきている。

しかしながら、依然として全体の約 7 割がサービス購入型、B T O 型が占めており、事業規模でみても 100 億円以下の事業が約 8 割を占めるなど、小規模・ハコモノが主流となっている。これらは総じて民間へのリスク移転が少なく、民間の創意工夫、ノウハウを十分に活用し、国民に対して低廉かつ良好なサービスが提供されることを旨とする P F I 法の基本理念が必ずしも十分には実現されているとは言えない。また、近年、地方公共団体においては、現行の P F I 制度では手間がかかり使い勝手がよくないという認識から、P F I の採用に対し消極的な動きもみられている。また、民間企業においても、P F I 入札手続が従来の公共事業的な考え方から脱却していないとの批判的意見がある。

国、地方ともに財政状況は極めて厳しく、今後一層の公共事業の削減が見込まれる中で必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を効率的に進めていかななくてはならず、経済成長と財政再建の両立を実現するためには P F I の積極的な活用は不可欠である。その中でも、独立採算型、B T O 型、特にこれまであまり事例のなかったインフラ整備等の大規模事業及び運営重視の事業が拡大していくよう、税制上の措置も含め、P F I 制度を見直していく必要がある。

以上のような状況を受け、民間資金等活用事業推進委員会では、法改正も視野に入れ、P F I 制度の抜本的見直しに向けて本年 2 月から 5 月にかけて全 5 回にわたって検討を行った。検討に当たっては、民間事業者、地方公共団体、関係省庁からもヒアリングを行い、その成果等も踏まえつつ、P F I 制度の諸課題及び今後の方向性について中間的などりまとめを行った。今後、

^{（注）} うち、事業者決定等により公共負担額が決定した 234 件の累計契約金額は 3 兆 1135 億円、VFM は 6596 億円となっている。

法改正が必要となる事項に重点を置いて、成果が達成されるように効率的に作業を進める必要がある。

2. 今後の対応の方向性

P F I は厳しい財政的制約の中で、必要な社会資本整備や維持・更新を効率的に実施して、日本の成長を支えていくための重要な手法として位置づけられる。しかし、これまでは必ずしも P F I が有効に活用されてきたとは言えない面もあり、前述したとおり、リスク移転が少ないことや民間事業者選定手続きにおいて従来の公共事業的な考えから脱却できず民間の創意工夫を生み出すには不十分であるなど、いくつかの重要な問題点が指摘されている。

より具体的に問題点を例示する。①入札手続きにおいて、発注者と入札参加予定者とは 1 対 1 での対話を行うことがなされておらず、十分な意思疎通がなされないままに入札が行われることが多く、民間のノウハウや創意工夫が十分に活用されていない。また、入札は 1 度だけしか行われないため、施設の設計を含めかなりのコストをかけて準備してきた参加者にとって、落札できない場合には損失が大きく、地方の中小事業者が P F I に参加することに躊躇する原因にもなっていると指摘もある。②フランス、韓国などの諸外国においては、料金収入をとまなう交通インフラ、電力などの分野において整備・運営はコンセッション方式（公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業運営・開発に関する権利を長期間にわたって付与する方式）によって行われているケースが多数存在する。諸外国では、この方式により、民間は需要リスクを負担しながら、付与された権利を財産権として位置づけ、資金調達を容易にする一方、国や地方公共団体には付与する権利の対価として収入が財政再建に資している。然るに、わが国においてはこのような方式の P F I 事業はこれまで行われていない。

その他の課題についても、以下、個別に対応の方向性を示す。

○ 個別の課題と対応の方向性

① 規制緩和等

イ 民間の創意工夫やノウハウを十分に活用し、民間事業者の提案を事業により反映させるため、民間事業者選定手続の整備を図る。

ロ 民間事業者の参入意欲を高め、P F I 制度を更に積極的に活用するため、P F I に関連する制度や運用の見直しを図る。

ハ P F I を活用する範囲が限定されることがないようにするため、船舶、人工衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅について、P F I 施設の対象の見直しを行う。

ニ 事業ノウハウの民間への移転や公共セクターの効率化を図るため、公務員の民間への出向の円滑化を図る。

ホ イから二までのほか、P F I 事業を実施するに当たって必要な規制緩和等については、民間事業者や公共施設の管理者の意見を聞いて、所要の措置を講ずる。

② 民間投資の促進・インフラ整備

イ 多様な投資家の参加を可能として民間の資金をより活用するため、S P C（特別目的会社）の株式の移転や契約上の地位の譲渡を弾力化するための措置を講ずる。

ロ 民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る。また、コンセッション方式の導入を前提とし、公物管理権の民間への部分開放を実施する。必要に応じて、P F I 制度において、既存の法制度の特例を設ける。

③ 地域活性化・地域の自主性の強化

イ 地方公共団体自らの判断と責任でP F I 事業を実施することを明確化するため、P F I 法の義務付け・枠付けの見直し及び地方公共団体の議決に関する制限の弾力化を図る。

ロ 地域の既存施設を有効活用するため、民間提案を活用して、簡略な手続の下で、小規模で多様な公共サービスを行う手法の導入を図る。

ハ 今後発生が見込まれる多額の更新投資に適切に対応するため、社会資本の老朽化情報を把握するとともに、民間の提案を幅広く求めてその解決を図る手法を導入する。この場合において、規律ある資金調達に留意する。

④ 地方公共団体の支援

小規模な地方公共団体がP F I 事業を実施しやすくするため、地方公共団体におけるP F I 事業の成果を共有するための地方公共団体向けデータベースの供用を開始したところであるが、その内容の充実を図るなど、地方公共団体への情報提供・支援措置の充実を図る。

⑤ 情報公開

国民・住民のニーズに適合した事業の実施と適切なサービス水準を確保するため、民間事業者の権利や競争上の地位に留意しつつ、情報公開を進める。